

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 地歌舞伎担い手育成支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局 文化伝承課 伝統文化係

電話番号：058-272-1111 (内 3579)

E-mail：c11148@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,600 千円 (前年度予算額：9,500 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	9,500	4,750	0	0	0	0	0	0	4,750
要求額	8,600	4,300	0	0	0	0	0	0	4,300
決定額	8,000	4,000	0	0	0	0	0	0	4,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

本事業は、岐阜県地歌舞伎保存振興協議会に加盟する32団体に対して、各団体が実施する伝承教室を支援し、地歌舞伎の担い手を育成するものであり、「地歌舞伎勢揃い公演」に向けて人づくりを核とした期間限定の集中的な支援を行うものである。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度開催予定であった「地歌舞伎勢揃い公演」が令和3年に延期したため、本事業を1年間延長して集中的な支援を実施する。

- ① 地方 (じかた) を中心とした太夫・三味線、裏方等への支援。
- ② 次の世代の担い手である人づくりをめざした子どもへの伝承を支援。
- ③ 舞台上で演じる役者である立方 (たちかた) への支援。

(2) 事業内容

- ・補助対象事業は岐阜県地歌舞伎保存振興協議会または岐阜県や市町村が行う民俗芸能の振興及び保存・伝承のための事業で知事が適当と認めたもの。
- ・地歌舞伎伝承教室は不足しがちな太夫・三味線等の教室に限られているため、29年度までは30団体中7団体のみへの支援でしかなかった。

- ・本県は東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術立国に向けた国の文化プログラム推進と歩調を合わせ、岐阜県下全域の地歌舞伎保存団体が一堂に会した公演『地歌舞伎勢揃い公演』を推進している。岐阜県地歌舞伎保存振興協議会に加盟する32団体（都道府県最多の保存会数）に人づくりを核とした集中的な支援をすることで、地域に根ざした人づくりに繋げ、本県の2020推進事業にて全団体が参加できる土壌を作り出していくため、支援の拡大を継続する。（補助額は定額）

（3）県負担・補助率の考え方

各保存会の規模や事業内容ごとに総事業費や収入状況も異なるため、各保存会に対して一律に補助金額を決定できない。よって、公平性の観点から以下のとおり補助額を決定。

- ・適切な伝承事業の推進に要する経費について、市町村負担金や会費などの特別な収入を差し引いた額とする。（定額補助）
- ・特定の団体に支援がかたよらないように補助額の上限を設定する。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	8,600	地歌舞伎伝承教室補助
合計	8,600	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- ・当事業により、「ぎふの宝もの」である地歌舞伎の伝承を確立するための地歌舞伎伝承教室を通して、後継者の育成を図り、地歌舞伎勢揃い公演にて全団体が参加できる土壌を作り出していく。

（2）後年度の財政負担

- ・文化財の保護・伝承は、地域の進行や文化の継承につながり、その核となるのが人づくりである。後継者の育成は、継続的に実施する必要がある。

（3）事業主体及びその妥当性

- ・地域に根ざした民俗芸能の保護・保存、振興のための事業を推進している岐阜県地歌舞伎保存振興協議会を通して、加盟する32団体に対して補助金を交付する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	地歌舞伎担い手支援事業費補助金
補助事業者（団体）	岐阜県地歌舞伎保存振興協議会 （理由） 県域レベルで活動する民俗芸能の保存・振興団体であり、特に地域に根ざした民俗芸能の保護・保存のための事業であるから
補助事業の概要	（目的） 「ぎふの宝もの」である地歌舞伎を後世に伝えていくため、「地歌舞伎勢揃い公演」に向けて集中的に支援し、各保存会の自立や伝承の確立を高めるため （内容） 後継者育成を推進するための伝承教室（地方・子ども・立方）への支援
補助率・補助単価等	定額 ・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） ・地方 3,500 子ども 1,700 立方 3,400 （理由） 適切な伝承事業推進に要する経費について、市町村負担金や会費等の特別な収入を差し引いた額。
補助効果	・従来の伝承教室では自前の太夫師や三味線師が成長しつつあり、新規に参加する県民も見られ、各保存会の伝承機運の高まりに大きく貢献している。
終期の設定	終期令和3年度 （理由） 地歌舞伎勢揃い公演に向けた集中的な支援を行うため。

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

「ぎふの宝もの」である地歌舞伎の伝承を確立するための地歌舞伎伝承教室を通して、後継者の育成を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (平成29年度)	目標 (R3年度末)	目標 (R3終期)
① 伝承教室の受講者数（延べ人数）	753	6,700	5,875

	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (要求)
補助金交付実績	/	7,378 千円	8,615 千円	(予算額) 9,500 千円	(要求額) 8,600 千円
指標①目標	/	6,000	6,500	6,700	5,875
指標①実績	/	5,630	5,682	(推計値) 1,000	(推計値) 5,875
指標①達成率	/	93.8%	87.4%	(推計値) 14.9%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

活動休止していた団体や定期公演のできなかった団体において、補助金を活用して伝承教室を開催し、定期公演を実施することができた。

(今後の課題)

- ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項
- ・ 少子高齢化による後継者不足や指導者不足は深刻であり、人づくりは喫緊の課題である。継続的に支援し、「ぎふの宝もの」を守っていく必要がある。
- ・ 従来の地歌舞伎伝承教室は、不足しがちな太夫・三味線等の教室に限られているため、29年度は30団体中7団体のみへの支援でしかない。終期後の適切な支援を考える必要がある。

(事業の評価)

- ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）
○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) ○ 岐阜県は、全国一の地歌舞伎保存団体数を有し、公演活動も活発に行われており、事業の必要性は大きい。

- ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）
○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 地歌舞伎伝承教室への参加者は、平成29年度と30年度と比較すると、7倍以上増加しており事業効果があらわれている。今後も、保存会の自立と伝承の確立のために集中的支援が必要である。

- ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）
○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) ○ 伝承教室の内容を「地方（じかた）教室」「子ども教室」「立方（たちかた）教室」に分け、重点的な授業展開をできるようにした。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・**統合**・廃止

(理由)「地歌舞伎勢揃い公演」に向けた集中的な支援が認められたもの。R4年度以降は、無形民俗文化財伝承事業費補助金の中で補助を行っていく。なお、R4年度以降の地歌舞伎伝承教室への支援については、R6年度の国民文化祭に向け、当初額に単に戻すのではなく、本事業による成果と伝承の機運を断ち切ってしまわぬような補助額が必要である。